

空き家

Information

空き家を有効活用してみませんか？

問い合わせ・申し込み 企画振興課 地域活力創出係 内線2212

この事業は、空き家を地域資源として有効活用し、鬼北町へ移住定住を希望する方々の受け皿づくりを整備し、地域の活性化につなげることを目的としています。

空き家活用住宅とは？

町内にある空き家のうち所有者から借り上げた住宅を整備し、町が管理運営を行い、移住定住者に貸し付ける住宅

借り上げ対象とする空き家住宅

- ①人の住んでいない一戸建ての住宅
- ②空き家の所有者が改修・転賃することを承諾したもの
- ③改修経費が限度額以下のもの

改修内容・限度額

台所・浴室・トイレ等の水回りを基本として、改修費・耐震改修費、合計500万円を上限に整備

借り上げる期間

- 所有者と町の契約期間は10年。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。
- 住宅借り上げ期間に応じて修繕費の一部を返還していただきます。
(例：10年以上11年未満で修繕費用の10%)

募集期間

平成31年5月7日（火）～5月31日（金）



まちのメリット

- 人口の増加
- 集落・景観の維持
- 町営住宅の建設・維持費の軽減



空き家所有者のメリット

- 町の施工でリフォーム・耐震化を実施
- 契約期間中は町が管理運営
- 町が居住に必要な工事を施工
- 建物の固定資産税の免除



支給

Information

生活道路整備にかかる原材料費を支給します

問 建設課 都市計画・管理係 内線2411

地域の生活環境の整備および住民の福祉向上に寄与することを目的として、道路整備に要する原材料の費用を助成する制度を設けています。

補助対象となる道路

- ◆道路法に規定する道路(国道、県道、町道)でないもの
- ◆道路区間内に現に居住している人家または公益施設があり、幅員が2m以上、延長が30m以上で車両の通行が可能なもの
- ◆その他町長が公共性が高いと認めたもの
- ※国、県または町の補助事業に採択されないものであること
- ※受益者が施工を行うものであること

補助対象経費

改良、舗装工事等に要する原材料費用

補助金の額

1カ所につき20万円以内

受付件数

3件 ※先着順

受付期限

平成31年12月27日（金）

※土日、祝日を除く